

人事院指令一―一

各省各庁の長  
各行政執行法人の長

令和六年人事院指令一四―一（令和六年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止について

1 令和六年人事院指令一四―一（令和六年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）は、廃止する。

2 この指令は、令和六年六月一日から施行する。

令和六年五月十七日

人事院総裁 川本裕子